

## 有価証券の売買等の審査に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、取引参加者規程第17条の規定に基づき、本所の市場における有価証券の売買等に関し本所が行う審査及びそれに必要な報告又は資料の提出の請求等について、必要な事項を定める。

2 前項の審査は、本所の市場における有価証券の売買等に関し、法令若しくは法令に基づく行政官庁の处分若しくは本所の定款、業務規程、受託契約準則その他諸規則若しくはこれらに基づく处分に違反し、又は取引の信義則に背反する行為（以下「違反行為」という。）及び違反行為に該当するおそれのある行為を発見し、併せて、これらの行為に関与した取引参加者等に対し必要な措置を講じ、もって違反行為及び違反行為に該当するおそれのある行為の防止を図るとともに、本所及び取引参加者等の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。

### (審査対象取引)

第2条 本所は、次の各号に掲げる有価証券の売買等について、審査を行うものとする。

- (1) 値段又は取引高の変動の状況が不自然な銘柄、限月取引又は限日取引の取引
- (2) 上場有価証券の発行者に係る金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第166条第1項に規定する業務等に関する重要事実及び上場有価証券に係る法第167条第3項に規定する公開買付け等事実（以下「重要事実等」という。）が公表された銘柄の売買等
- (3) その他本所が審査の必要があると認めた有価証券の売買等

( 審査項目 )

第3条 前条各号に掲げる有価証券の売買等の審査は、次の各号に掲げる項目その他の項目のうち必要なものについて行うものとする。

- (1) 値段及び取引高の変動の状況
- (2) 取引参加者による売付け又は買付けの状況
- (3) 委託者に関する事項及び当該委託者による売付け又は買付けの委託の状況
- (4) 重要事実等の内容及びその公表に関する事項
- (5) 上場有価証券の発行者の幹事である現物取引参加者、IPO取引参加者又はジャスダック取引参加者の売買等の状況

( 審査のための資料等の請求 )

第4条 本所は、前条各号に掲げる有価証券の売買等について審査を行うため必要があると認めたときは、取引参加者に対し、口頭若しくは文書等による報告又は資料の提出を請求するものとする。

- 2 取引参加者は、本所から前項の請求があったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
- 3 第1項の規定による請求に対する報告又は資料の提出は、本所が定める方法により遅滞なく行うものとする。

( 取引参加者の子会社・親会社である外国金融商品取引業者等からの受託に係る報告等 )

第5条 前条の報告又は資料の提出の請求には、取引参加者が当該取引参加者の子会社（取引参加者が他の会社の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権行使をすることのできない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を

含む。以下同じ。)の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。)又は親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社及び他の会社が取引参加者の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。)である外国において金融商品取引業等に類似する業を行う外国法人(以下「外国金融商品取引業者等」という。)から有価証券の売買等を受託した場合(他の子会社又は親会社である外国金融商品取引業者等を通じて受託した場合を含む。)において、本所が、この規則に基づく審査の過程で、違反行為が行われた疑いが強いため必要があると認めて、当該取引参加者に対し、当該有価証券の売買等に係る当該外国金融商品取引業者等の委託者に関する事項又は当該委託者による売付け若しくは買付けの委託の状況(当該有価証券の売買等が当該外国金融商品取引業者等の計算によるものである場合は、当該外国金融商品取引業者等に関する事項又は当該外国金融商品取引業者等による売付け若しくは買付けの委託の状況)その他の事項について、口頭若しくは文書等による報告又は資料の提出を請求する場合を含むものとする。この場合において、取引参加者の子会社又は親会社が法令上の守秘義務を負っていることその他の事由により当該請求に応じることが困難な場合は、本所にその旨及び理由を示した文書の提出等を行うこととし、当該取引参加者が当該請求に応じないことについて正当な理由があると本所が認めたときには、前条第2項に規定する正当な事由があるものとする。

2 前項の場合において、取引参加者の子会社が他の会社の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社及び他の会社が取引参加者の子会社の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社は、当該取引参加者の子会社とみなす。

3 第1項の場合において、他の会社が取引参加者の親会社の総株主の

議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社及び取引参加者の親会社が他の会社の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社は、当該取引参加者の親会社とみなす。

4 本所は、第1項に規定する請求を行う場合には、当該取引参加者に対し、当該請求の目的及び理由を口頭又は文書等により明示するものとする。

(取引参加者に対する注意の喚起等)

第6条 本所は、有価証券の売買等の審査の結果、取引参加者の行為が違反行為又は違反行為に該当するおそれのある行為であると認めた場合において必要があると認めたときは、当該取引参加者に対し、注意の喚起を行うものとする。

2 本所は、前項の規定による注意の喚起を行った場合において必要があると認めたときは、当該取引参加者に対し、改善措置等について文書による報告を求めるものとする。

(上場有価証券の発行者に対する注意の喚起等)

第7条 本所は、有価証券の売買等の審査の結果、上場有価証券の発行者の行為が法令に違反する行為若しくは法令に違反する行為に該当するおそれのある行為であると認めたとき又は会社情報に係る不公正取引の防止のための社内体制が十分でないと認めた場合において必要があると認めたときは、当該上場有価証券の発行者に対し、注意の喚起を行うものとする。

2 本所は、前項の規定による注意の喚起を行った場合において必要があると認めたときは、当該上場有価証券の発行者に対し、改善措置等について文書による報告を求めるものとする。

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第8条 有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買等を行う者とみなしてこの規則を適用する。

(注) この規則における用語の意義は、次に掲げる規則において定めるところによる。

- (1) 指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例
- (2) 個別証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例
- (3) 指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例
- (4) 取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例

付 則

この規則は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この規則は、平成15年4月2日から施行する。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年10月29日から施行する。

付 則

この規則は，平成20年4月21日から施行する。

付 則

この規則は，平成21年6月16日から施行する。

付 則

この規則は，平成21年12月30日から施行する。

付 則

この規則は，平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成24年2月27日から施行する。

付 則

この規則は，平成25年1月1日から施行する。